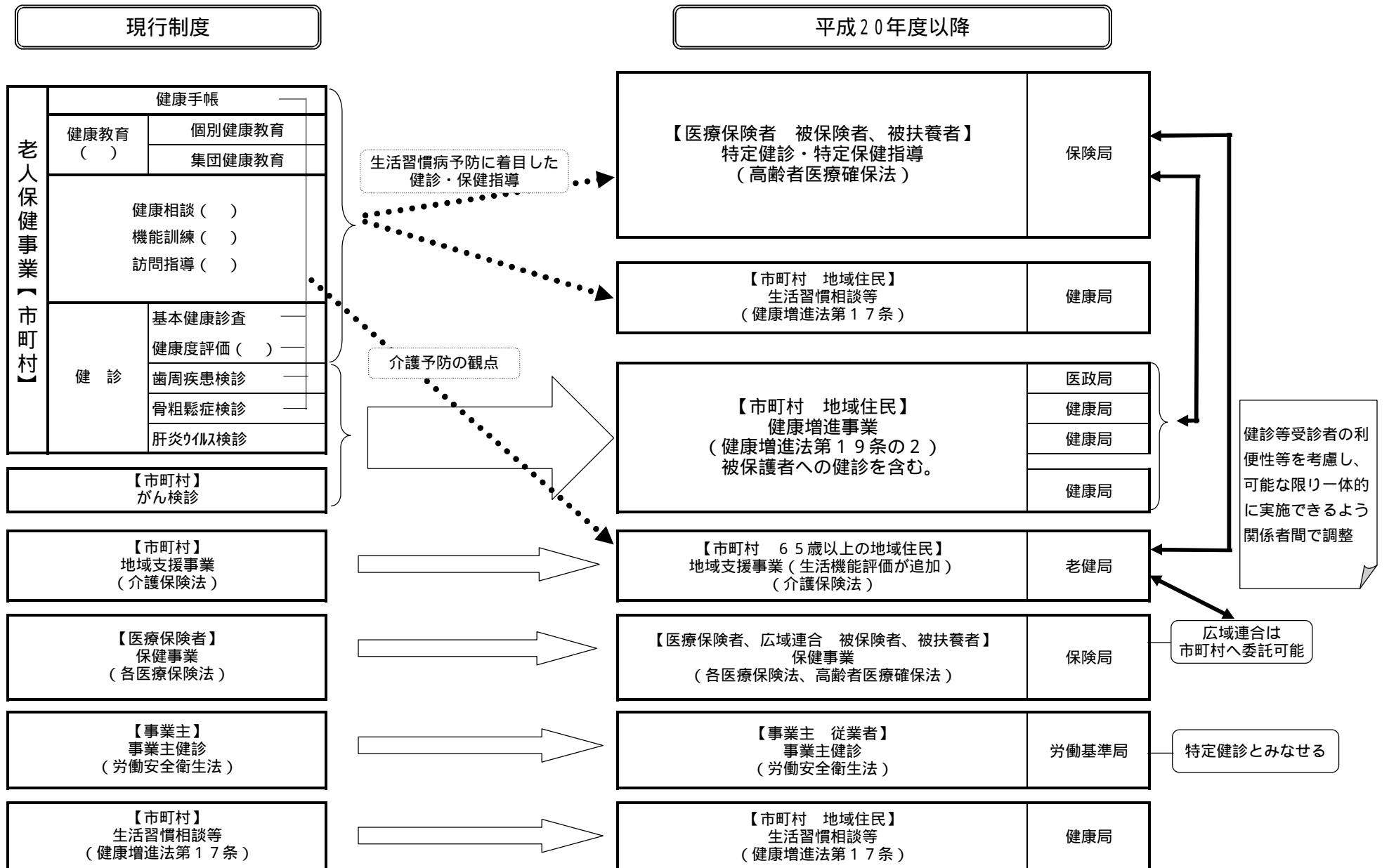


平成20年度以降の保健事業の取扱いについて



() 平成18年度から、65歳以上は老人保健事業としては実施していない(介護予防に資する観点から介護予防事業において実施は可)。

(注) 概念を整理したものであり、事業の名称や内容が必ずしもそのまま移行するものではない。